

受講料等の払い戻しに要する手数料の改定について（お知らせ）

財団法人日本防火協会では、事前納付済みの「受講料」又は「修了証再交付手数料」等の払い戻しのご請求があった場合は、原則として、払い戻しに要する振込手数料の実費を申請者負担とさせていただきます。

この「振込手数料」の額について、このたび取引銀行から、平成23年4月1日付で、これまでの「500円」を「600円」に改定する旨、通知がありました。

つきましては、払い戻しに要する振込手数料の申請者負担額を次のとおり改定させていただきますので、お知らせします。

1 申請者負担額の改定

払い戻しの申請理由	申請時期	申請者負担額
① ご希望の講習会が受付締切日前に定員に達し、受付されなかった。 ② 当協会が講習会開催を中止し、又は講習日時・会場等を変更したために、受講できなくなった。	受講料の振込日から概ね1年間	なし (当協会負担)
① 他の機関・団体等の口座と間違えて、当協会の口座に誤って入金した。 ② 受講料等の額を誤って多く入金した。 ③ 受講等の必要がなくなった。(受講申込を1度も行わなかった場合を含む。) ④ 都合により、講習日の3日前までに受講をキャンセルした。	下記以外のもの	500円
⑤ 交通機関の事故等により、当日、受講できなかった。 ⑥ その他、当協会が相当の理由があるとして、受講のキャンセルを認めた場合。	平成23年4月1日以降の消印で、当協会に申請書が郵送されたもの	600円

2 その他

- (1) 受講料等の払い戻しは、「事前納付済み金額」から上表の「申請者負担額」を差し引いた額を、申請書記載の指定口座に振り込むことにより行います。
- (2) 会計処理上、前(1)の「指定口座への振り込み」は、「月末締め、翌月振込」となりますので、取引銀行の手数料改訂日にかかわらず、上表の「申請理由及び申請書郵送日の消印」を基準として運用します。
- (3) 当協会にお振り込みいただいた受講料は、原則として、お振り込み日から概ね1年間有効で、当協会主催の他の講習会受講料等としてご利用いただけます(受講者変更も可)。

ただし、誤入金、受講等の必要がなくなった場合、又は概ね1年以内の受講申込が困難とご判断された場合には、お早めに、払い戻しのご請求をお願い申し上げます。